

1 公証人押印証明とは

公証人押印証明とは、外国の官公署等に提出するために、公証役場で認証を受けた書類(私署証書)における公証人の認証に対して、公証人の所属する(地方)法務局長が、証明を付与するものです。

横浜地方法務局では、神奈川県内の公証役場で認証を受けた書類等に対して、横浜地方法務局長が証明を付与します。

※ワンストップサービスについて

東京都内及び神奈川県内の公証役場では、申請者からの要請があれば、公証人押印証明と外務省の公印確認証明又はアポステイーユの付いている認証文書を作成することができます。このサービスを利用されると法務局や外務省へ出向く必要はありません。ただし、公印確認証明の場合は、駐日外国大使館(領事館)での領事認証を必ず受ける必要がありますので、ご注意ください。

詳細については、神奈川県内の公証役場へお問い合わせください。

なお、アポステイーユの場合であっても、提出国(あるいは当該書類)によっては駐日大使館(領事館)で翻訳を行う等の理由により、その提出を事前に求められる場合がありますので、この点についてはあらかじめ当該大使館(領事館)や現地提出先に確認することをお勧めします。

2 申請方法

公証人押印証明は、窓口及び郵送で申請することができます。

(1) 窓口で申請する場合

神奈川県内の公証役場で認証を受けた書類(私署書類)等の原本を及び公証人押印証明申請書を記載して、申請窓口へ提出してください。手数料は不要です。また、代理人が申請する場合であっても委任状は必要ありません。

なお、公証人押印証明の交付に係る所要時間は、1通の申請の場合、目安として10分程度です。申請通数が多数に及ぶ場合は、多少お時間を頂くこととなりますが、即日交付します。

(2) 郵送で申請する場合

封筒に「**公証人押印証明申請**」と朱書きし、神奈川県内の公証役場で認証を受けた書類(私署証書)等の原本を、下記①及び②の書類と共に申請窓口へ郵送してください。所要日数は、郵便事情等により多少前後しますが、おおむね3~5日です。

- ① 必要事項を記載した公証人押印証明申請書
- ② 返信用封筒(宛先を記入し、切手を貼付したもの)

なお、郵送に当たっては、郵便事故防止の観点から、書留郵便、配達記録郵便等を利用されることをお勧めします。

また、公証人押印証明は、公証役場で認証を受けた書類(私署証書)等の末尾に証明文を1枚追加添付する方式で付与するため、重量が多少増しますので、切手は余裕をもってご用意ください。

(3) 公証人押印証明をすることができないケース

- ① **神奈川県以外の公証役場で認証を受けた書類(私署証書)等については、**

証明することができません。

- ② ホッチキスを外したり、加筆した書類（私署証書）については、原則、証明することができません。

3 申請窓口

横浜地方法務局総務課庶務係

〒231-8411

横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎

電話：045-641-7461

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（ただし、土日祝日を除く。）